

議案第 7 号

野田市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

野田市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和8年6月10日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

野田市学校給食センターの設置及び管理に関する条例（昭和47年野田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条の表野田市学校給食センターの項中「宮崎210番地の5」を「鶴奉160番地の1」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月1日から施行する。

提案理由

学校給食センターの整備に伴い、位置に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市学校給食センターの設置及び管理に関する条例（昭和47年野田市条例第31号）

改 正 案	現 行												
(名称及び位置) 第 3 条 学校給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第 3 条 学校給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。												
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>野田市学校給食センター</td><td>野田市鶴奉 160 番地の 1</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	名称	位置	野田市学校給食センター	野田市鶴奉 160 番地の 1	(略)		<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>野田市学校給食センター</td><td>野田市宮崎 210 番地の 5</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	名称	位置	野田市学校給食センター	野田市宮崎 210 番地の 5	(略)	
名称	位置												
野田市学校給食センター	野田市鶴奉 160 番地の 1												
(略)													
名称	位置												
野田市学校給食センター	野田市宮崎 210 番地の 5												
(略)													